

事 務 連 絡
平成19年3月16日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

ペグビソマント製剤の保険適用上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

ペグビソマント製剤の保険適用上の取扱いについて

今般「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号）の一部が平成19年3月16日付け厚生労働省告示第42号をもって改正され、ペグビソマント製剤が薬価基準に収載されたこととあわせて、「特掲診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第94号）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）の一部が、平成19年3月16日付け厚生労働省告示第43号及び第44号をもって改正され、同日付け適用されたところ。

ペグビソマント製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正するので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤について、「特掲診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第94号）別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注射器用注射針加算に規定する注射薬」としたものであること。
- (2) 本製剤について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第十一号の「療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」としたものであること。

(3) ペグビソマント製剤用注射用ディスポーザブル注射器については、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成18年厚生労働省告示第96号）別表中Ⅷの「016 ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスポーザブル注射器」に準じて算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第3節C200の(1)及び別添3<調剤技術料>区分01(6)のイ中「及び注射用水」を「、注射用水及びペグビソマント製剤」に改め、別添3<特定保険医療材料料>の別表1中「又はヒトソマトメジンC製剤」を「、ヒトソマトメジンC製剤及びペグビソマント製剤」に改め、同<特定保険医療材料料>の別表2中「ヒトソマトメジンC製剤」の下に「ペグビソマント製剤」を加える。